

全建労発第15号
平成27年5月12日

各都道府県建設業協会

専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
業務執行理事 中村 俊一
(公印省略)

平成27年賃金構造基本統計調査の実施についての協力依頼について

このたび、厚生労働省大臣官房統計情報部賃金福祉統計室長より、別添のとおり、平成27年賃金構造基本統計調査に対する協力依頼がありました。

この調査は、労働者の賃金等の実態を明らかにすることを目的として実施されるもので、民間企業における賃金決定等、労務管理の資料として広く利用されているほか、各種政策決定の際にも幅広く使用されるなど、重要な資料となっております。

つきましては、本調査の趣旨をご理解いただき、別添3の『「賃金構造基本統計調査」についてのお願い』を広報誌等にご掲載いただきますよう、貴協会会員へご周知方よろしくお願い申し上げます。

また、厚生労働省のホームページにも、記入要領・Q&A等を掲載していますのでご参照いただきますようお願い申し上げます。

(掲載場所) 厚生労働省ホームページ 「統計情報・白書」 「各種統計調査」
「厚生労働統計一覧」 「8.賃金」 「賃金構造基本統計調査」
画面下「その他」の中の「調査の対象事業所に選ばれた事業主の方へ」

(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/detail/index.html>)

以上

「賃金構造基本統計調査」についてのお願い

厚生労働省

厚生労働省では、「平成 27 年賃金構造基本統計調査」を全国一斉に 7 月に実施します。

この調査は昭和 23 年より毎年実施され、労働者の賃金等の実態を産業、地域、企業規模、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的としており、国の実施する最も重要な統計の一つとして、法律（統計法）に基づく「基幹統計」に指定されています。

この調査は、主要産業に属する事業所のうち、5 人以上の常用労働者を雇用する民営事業所、及び 10 人以上の常用労働者を雇用する公営事業所を調査の対象としております。

調査の結果は、民間企業における賃金決定等、労務管理の資料として広く利用されているほか、損害賠償請求訴訟における逸失利益の算定、最低賃金法による最低賃金の決定、労災保険法による年金給付基礎日額の最低・最高限度額の算定等、各種政策決定の際にも幅広く使用されるなど、極めて重要な役割を果たしております。

調査の実施にあたっては、都道府県労働局、労働基準監督署から事業主の皆様にご調査をお願いすることとなりますので、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、何卒調査にご回答いただきますようお願い申し上げます。